

第4図

一般に過去勤務債務額は、将来支出されることになる総給付費の現価から、保有積立金および正常費用による将来の収入額の現価を控除することにより算出される。このようにして算出された過去勤務債務は、正常費用以外に特別の保険料（率）を定め賄っていくことになる。

なお、過去勤務債務という用語は、主として企業年金の分野で用いられており、P. S. L. (Past Service Liability) と略して呼ばれることが多い。最近では厚生年金基金でもこの用語を用いている。

#### 数理的保険料（率）

主として共済組合などの年金の分野で用いられている用語であり、財政方式として加入年齢方式を採用したときの正常費用（Normal Cost）に当たる保険料（率）を指している。

#### 平準保険料（率）

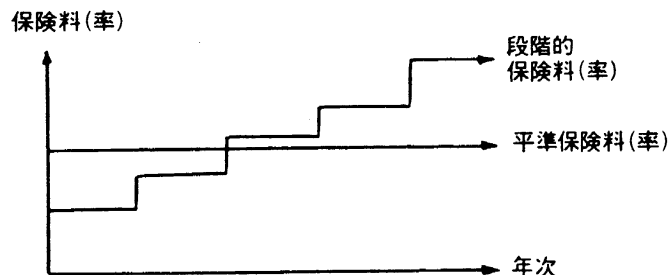
年金制度の給付費は、制度発足当初においては少額であるが、時間経過とともに増大し、数10年後になってほぼ一定の水準に達するという過程をたどるのが一般的である。この給付費を、時間の経過と無関係に、ほぼ一定の水準を保つように算定された保険料（率）により賄うように計画されているとき、この保険料（率）を平準保険料（率）という。

たとえば、財政方式として開放型総合保険料方式を採用した場合には、算定される保険料（率）は平準保険料（率）となる。また、毎年の給付費がほぼ一定に達した時点以降、すなわち制度が完全に成熟状態に達したときには、賦課方式を採用した場合でも、保険料（率）は平準的な値となる。したがって、平準保険料（率）を課しているからといって、必ずしも積立方式を採用していることにはならない。

#### 段階的保険料（率）

平準保険料（率）を課する代わりに、当初はこれよりも低い保険料（率）とし、その後数年間ごとに順次保険料（率）を上げていき、最終的にはこの保険料による収入額の現価が、平準保険料（率）をとった場合と同額になるよう計画する保険料（率）のことを、段階的保険料（率）という。

この場合、最初の保険料（率）、保険料（率）の引上げ間隔、引上げ幅等の決め方によって、段階的保険料（率）の最終値は異なってくる。しかし、一般には、最終段階の保険料（率）は平準保険料（率）よりも大きくなる。このことは、最初から平準保険料（率）を課した場合よりも、積立金が小さくなることを示しており、それだけ賦課方式に近い財政状態となる。



#### 整理資源

主として共済組合で用いられている用語であり、過去勤務債務に充当するための費用を指している。すなわち、企業年金でいえば正常費用以外に、過去勤務債務の償却のために拠出する特別の保険料（掛金）に相当するものである。

ただし、新法の施行の際にそれ以前の恩給期間等を引き継いだ国家公務員共済組合等では、この整理資源という用語をやや狭い意味に用いている。即ち、共済組合が恩給期間等を引き継いだことにより負っている債務と、新法施行後の本来の共済組合の期間について発生する過去勤務債務とを区分し、前者の債務に当てる費用のみを整理資源と呼んでいる。

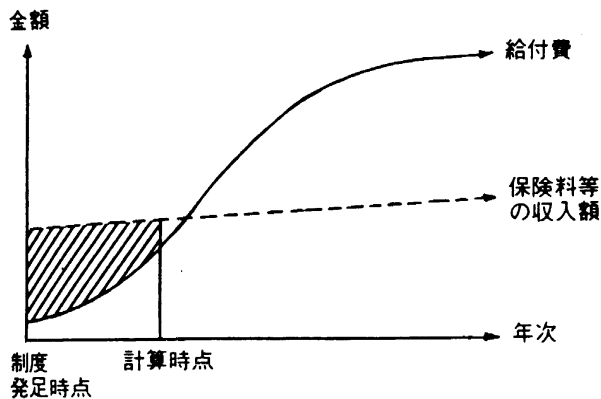
#### 責任準備金

将来支出することになる給付費の一部として保有していなければならない金額を、一定の方法により算定した値を責任準備金という。

この責任準備金の算定方法には、つぎの二通りの方法がある。一つは、これまでの保険料等による収入額の元利合計額から、これまでに支払った給付費の元利合計額を控除する方法である。これはすなわち第5図の斜線の部分に相当する金額の計算時点における元利合計額を求めるものである。もう一つの方法は、将来支払うこととなる給付費の予想額の現価から、保険料等による収入の予想額の現価を控除して得られる額とするものである。第5図でいえば、計算時点から右の実線の下面積（給付費）から、点線の下面積（保険料等の収入額）を差し引いた面積に相当する金額の計算時点における現価を求めるものである。

この二つの方法のうち、前者を「過去法」、後者を「将来法」と呼んでいる。保険料（率）を算定する際に予定した年金数理上の前提と、制度運営の結果得られた実績が完全に一致していれば、この二つの方法により算出した責任準備金の額は同じ値となる。

第5図



責任準備金は、毎事業年度末の決算において保有している積立金と対比され、財政運営が計画どおりに進行しているかどうかチェックするのに用いられる。

#### 年次別推計

一般に年金制度では、時間の経過とともに年金受給者数と給付費は増大していくが、その様相は制度の仕組みや被保険者の年齢構成等の実態の如何により異なったものとなる。制度の運営や財政計画の策定に当たっては、このような年金制度の特殊性を考慮して、将来の姿を推計しておくことが必要である。そのために、諸外国の公的年金制度ではもちろんのこと、わが国でも国民年金や厚生年金保険では、従来から財政計算の一環として、年次別に将来の年金受給者数や給付費等が推計されている。これをプロジェクション（投影）と呼んでいる。

プロジェクションの結果は、時系列的に制度の動向をみたり、収支見通しを作成する際の基礎となるものであり、財政（再）計算における最も重要な作業である。近年、計算方法の改良と大型コンピューターの使用により、推計内容は飛躍的に向上し、種々の条件を仮定した場合の将来推計が可能となってきている。その結果、制度をめぐる諸条件を変化させ、そのもとで年金制度がどのような姿をたどっていくかを、コンピューター内で模擬的に実行し、その結果を取り出すシミュレーションともいべき内容となっている。

このシミュレーションという方法は、経済変動を見込んだ財政問題の検討にとって、きわめて有力な手段であり、財政（再）計算における中心的存在となっている。またシミュレーションの結果は、単に財政問題の検討のみならず、制度自体の在り方の検討や制度運営上の意思決定に役立つ貴重な情報を多く提供できるので、今後ますます重要性を増すものと思われる。

#### 収支見通し

年金制度においては、財政収支の均衡は必ずしも単年度では図られないから、将来の収支状況は簡単には予想できない。そのため、一定の条件を設定したうえで、年次別に、保険料収入、国庫負担、利息収入および給付費を推計し、年次を追って収支差引残と各年度末の積立金を計算した一覧表が作成される。これが、収支見通しである。

この見通しは、国民年金や厚生年金保険のように段階的な保険料（率）を予定している場合には拠出水準のあり方を検討する際に欠かすことのできないものである。以前は、賃金上昇や年金額の引上げ等の経済変動を見込まない、いわゆる静態的な見通しだけしか作成されなかった時期があったが、年金額のスライド制が導入されたことに伴い、経済変動について種々な場合を想定した動態的な見通しが作成されるようになった。これにより、将来の財政状態を的確に予見することが可能となってきている。

#### アクチュアリー

生命保険、年金、損害保険等の保険数理の専門家のことをいう。狭義には、社団法人日本アクチュアリー会（生命保険会社、信託銀行、損害保険会社を中心になって設立）の認定試験等を受け、会員として登録された者をもってアクチュアリーと称する場合もある。イギリス、アメリカ等の欧米先進国でもそれぞれアクチュアリー会が組織されており、国際アクチュアリー大会などの国際活動も行われている。

#### 年金数理人

厚生年金基金の制度設計や財政運営における年金再計算報告書など、年金数理に関する書類については、年金数理の専門家として一定の要件に適合する者であることを厚生大臣により認定された年金数理人が、適正なものであることを確認し署名押印することが義務づけられている。また、基金の業務を委託できる法人として、厚生大臣が指定する指定法人には、年金数理人がいることが要件の一つとなっている。

#### 給付率

保険事故によって生じた経済的損失に対して、保険給付によって保険者から補償される割合を給付率という。通常の場合、給付率という用語が最も慣例的に用いられるのは、医療保険の療養の給付に関してである。

この場合、給付率とは、被保険者等が保険医療機関などについて療養の給付を受けた場合に、それに要した費用のうちどの程度を保険者が負担するか（すなわち、